

平成25年第4回飛騨市議会定例会議事日程

平成25年12月11日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第115号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第3	議案第116号	低開発地域工業開発地区の指定に伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について
第4	議案第117号	農村地域工業等導入促進法に係る飛騨市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について
第5	議案第118号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第6	議案第119号	指定管理者の指定について(飛騨市古川トレーニングセンター)
第7	議案第120号	指定管理者の指定について(飛騨市サン・スポーツランドふるかわ、飛騨市古川町森林公園)
第8	議案第121号	指定管理者の指定について(飛騨市黒内屋内運動場)
第9	議案第122号	飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例について
第10	議案第123号	指定管理者の指定について(飛騨市星の駅宙ドーム・神岡)
第11	議案第124号	指定管理者の指定について(飛騨古川桃源郷温泉 ぬく森の湯すぱーふる)
第12	議案第125号	指定管理者の指定について(飛騨市古川総合交流ターミナル施設(ホテル季古里))
第13	議案第126号	指定管理者の指定について(飛騨市古川味処施設)
第14	議案第127号	指定管理者の指定について(飛騨古川まつり会館)
第15	議案第128号	指定管理者の指定について(飛騨市神岡広域総合交流促進施設(Mプラザ)、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ、飛騨市流葉自然休養園管理センター)
第16	議案第129号	指定管理者の指定について(古川町農産物直売施設)
第17	議案第130号	指定管理者の指定について(森茂牧場)
第18	議案第131号	指定管理者の指定について(飛騨河合飛騨牛繁殖センター)
第19	議案第132号	飛騨市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第20	議案第133号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
第21	議案第134号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第22	議案第135号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
第23	議案第136号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
第24	議案第137号	平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第3号)
第25	議案第138号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号)
第26		一般質問

## 本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第115号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第116号	低開発地域工業開発地区の指定に伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について
日程第4	議案第117号	農村地域工業等導入促進法に係る飛騨市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について
日程第5	議案第118号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第119号	指定管理者の指定について(飛騨市古川トレーニングセンター)
日程第7	議案第120号	指定管理者の指定について(飛騨市サン・スポーツランドふるかわ、飛騨市古川町森林公園)
日程第8	議案第121号	指定管理者の指定について(飛騨市黒内屋内運動場)
日程第9	議案第122号	飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第123号	指定管理者の指定について(飛騨市星の駅宙ドーム・神岡)
日程第11	議案第124号	指定管理者の指定について(飛騨古川桃源郷温泉 めく森の湯すぱーふる)
日程第12	議案第125号	指定管理者の指定について(飛騨市古川総合交流ターミナル施設(ホテル季古里))
日程第13	議案第126号	指定管理者の指定について(飛騨市古川味処施設)
日程第14	議案第127号	指定管理者の指定について(飛騨古川まつり会館)
日程第15	議案第128号	指定管理者の指定について(飛騨市神岡広域総合交流促進施設(Mプラザ)、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ、飛騨市流葉自然休養園管理センター)
日程第16	議案第129号	指定管理者の指定について(古川町農産物直売施設)
日程第17	議案第130号	指定管理者の指定について(森茂牧場)
日程第18	議案第131号	指定管理者の指定について(飛騨河合飛騨牛繁殖センター)
日程第19	議案第132号	飛騨市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第133号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
日程第21	議案第134号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
日程第22	議案第135号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
日程第23	議案第136号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
日程第24	議案第137号	平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第3号)
日程第25	議案第138号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号)
日程第26		一般質問

○出席議員(17名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田	嶋	清和	安彦
3番	洞	中口	勝和	憲正
4番	野	村	和武	彦彦
5番	後	藤田	明良	郎次
6番	福	沼海	真邦	子
7番	菅	下原	希	子
8番	内	口	幸	男
9番	森	木	寛	徳
10番	高	谷	博	文
11番	谷	下	寛	一
12番	天	田	寛	子
13番	葛	山	恵	美
14番	山	池		
15番	池	籠		
16番	籠			
17番				

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山	川	幸	一
教育長	福	本	幸	博
代表監査委員	谷	田	富	之
会計管理者	小	口	孝	文
総務部長	水	倉	雅	廣
財政課長	石	上	腰	豊
教育委員会事務局長	柏	木	雅	行
企画商工観光部長	岩	塚	泰	男子
環境水道部長	谷	澤	敦	昌
市民福祉部長	藤	井	義	彦
農林部長	川	瀬	智	光
基盤整備部長	沢	之	向	秋
消防長	川	上	清	
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野	村	重	昭
書記	竹	原	美	香

平成25年第4回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質問者	質問事項	備考
1	中嶋 国則 (ひだ市政クラブ)	1. 「飛騨市子ども・子育て会議」について 2. グラウンドゴルフ場の建設を 3. 400mトラックの陸上競技場の建設を 4. 古川朝霧街道の冬季通行対策を	9日 午前
2	後藤 和正 (ひだ市政クラブ)	1. 高校の魅力化プロジェクトについて 2. 東京オリンピックに向かって 3. 水源地域保全について 4. ヘリによる人命救助について 5. トンネルの安全性について	〃
3	谷口 充希子 (ひだ市政クラブ)	1. 観光事業について 2. 児童虐待防止について 3. 少子化対策の一環	※9日 午後
4	菅沼 明彦 (ひだ市政クラブ)	1. 飛騨市「水害・地震・火山噴火灰」防災対策について	〃
5	森下 真次 (ひだ市政クラブ)	1. 26年度予算の方向 2. ふるさと納税の活用 3. 買い物弱者対策 4. 農業振興とその環境変化への対応	〃
6	野村 勝憲	1. 「まちづくり」について 2. 「観光」について	10日 午前
7	籠山 恵美子	1. 生活保護基準引き下げの影響と対策について 2. 歯科保健活動の8020運動のとりくみを 3. 非正規職員の待遇改善を 4. 基金保有額の適正化をはかるべきである	〃
8	山下 博文	1. 平成26年度予算編成 2. 飛騨市職員の勤務状況について 3. 男女共同参画について	※10日 午後
9	洞口 和彦 (新生飛政会)	1. 神岡公民館の直接管理の移行について 2. 宿泊施設を含む学園都市構想の策定について 3. 除雪ボランティアについて	〃
10	池田 寛一 (新生飛政会)	1. 合併から10年、土台の上に建てるものは 2. 地域の伝統と子供たちとのかかわりについて	〃

平成25年第4回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質問者	質問事項	備考
11	高原 邦子 (新生飛政会)	1. ごみの出し方、収集のありかたについて 2. ネット問題に対して教育現場ではどのように対応しているのか 3. 飛騨市のオープンデータ化に対する考えは	11日 午前
12	前川 文博 (新生飛政会)	1. 警報発令時など異常時における小中学校の対応について 2. 割石温泉の営業について	〃

※時間の関係で場合によっては、午前と午後の質問となる議員がいます。

( 開議 午前10時00分 )

◆開議

◎議長 (内海良郎)

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程および質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (内海良郎)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により16番、池田寛一君、17番、籠山恵美子君を指名いたします。

◆日程第2 議案第115号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について  
から

日程第25 議案第138号 平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算  
(補正第2号)

日程第26 一般質問

◎議長 (内海良郎)

日程第2、議案第115号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから、日程第25、議案第138号、平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算、補正第2号までの24案件を、一括して議題といたします。24案件の質疑と併せて、これより日程第26、一般質問を行います。それでは、これより順次通告順に発言を許可いたします。最初に11番、高原邦子君。

[11番 高原邦子 登壇]

○11番 (高原邦子)

皆様、おはようございます。議長より発言のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

一昨日、昨日に続いて3日目の一般質問です。多様な意見が出されました。それぞれの市長には市長の、議員には議員の考えや思いがあり、時には相反しているように見えますが、角度を変えて見ると、どちらにもそれなりの考えや思いがあることがわかりました。どうしていったら市民の皆さんのためになるのか、幸せにつながっていくことになるのかで考えていけば、それがきっと目指すべき答えになると思いました。

私は9月議会の折、市民の声を聞いてやっていくことが公約なので、そこを曲げるつもりはないとの市長の言葉が忘れられません。

では、市民の声とは何なのだろうか。議員の質問も市民の声の一つであります。特定の人たちだけの、例えば審議会や協議会での声だけが声だけではありません。すなわち、サイレントマジョリティ、物言わぬ多数派もいれば、イノジーマイノリティも声高な少

数派もあり、市民の声を聞いたと言っても、最終判断は市長が下すものであると思います。私の考えを、ノイジーマイノリティだとは思わず、ノイジーマジョリティだとして聞いていただきたいと思います。では、質問をいたします。

以前から、ごみ袋に関してはいろいろなご意見を聞いておりましたが、今回は声を出したいと思います。昨日までの質問、答弁でも出てきておりますが、人口減少、少子高齢化による一つの問題があります。一般家庭でも、単身家庭や高齢者夫婦の家庭においても、可燃ごみの量が分別の徹底化により少なくなってきました。

ある老婦人は、夏は特に困りものです。小の袋でも、ごみステーションに出すまで2週間くらいかかると言うのです。その間、生魚などさばいたものですね、の調理後、その生ごみを冷蔵庫に入れているというのです。「高原さん、何とかもっと小さな袋を作ってもらえないでしょうか。また、スーパーの袋でもシールを貼ってでも出せないものではないでしょうか」と相談されました。私自身も今は二人暮らしなので、ごみもあまりたまりません。「確かに」と思いました。そして、これから冬場に向けての相談事もありました。神岡は、坂が多い町です。朝一で凍結した坂を通り、ごみ出しをすることが怖いと言われました。転んで骨折でもしたら、寝たきりになってしまう心配もあります。いつまでもあんきに暮らせる町として、どのように考えておられますか。それで小の、もっと小さな袋を作るとか、また、指定の袋に限定せずにごみは出せないものではないでしょうか。

老人福祉の考えも導入して、ごみステーションまで出せない世帯について、何か良い方策はないものではないでしょうか。そのことをお伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（内海良郎）

環境水道部長、岩塚泰男君。 ※以下、この議長発言者指名の表記は省略する。

〔環境水道部長 岩塚泰男 登壇〕

□環境水道部長（岩塚泰男）

おはようございます。それでは、高原議員ご質問のごみの出し方、収集のあり方についてのうち、指定の袋に限定せずごみを出せないものか、についてお答えをいたします。

今、国の進むべき方向として「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが急務となっており、そうした課題を見直そうという国民の問題意識が高まっております。

さて、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やりサイクルを進めることが求められているわけですが、当市では現在、市民の皆様指定袋を購入していただき、分別し排出していただいております。

この制度によって、ごみと資源物を分けるという分別意識が徹底されることにより再資源化が進み、その結果、廃棄物の排出量削減につながっていると思います。また、収



集作業の安全性、効率性の確保や事業系ごみの適正処理にも寄与するものであります。

全国的に高齢化が進展し、あらゆる場面で人口構成の変化に伴う見直しが進められています。ご質問の袋についても、自治体によっては大きさの種類を増やすなど、さまざまな取り組みがなされているところです。

当市では今年度、市民アンケートを実施いたしました。その中に一人暮らし世帯の方から「現在の袋は、大きすぎる」という意見もございました。見直しをする中でゴミシールについても検討いたしました。先ほど述べましたように、総合的に指定袋の効果が重要であることから、高齢者世帯等のための新年度の施策として、現在の大小2種類の可燃ゴミ袋のほかに、さらに小型の袋を追加したいと考えており、早急を実施すべく予算計上していく予定であります。

〔環境水道部長 岩塚泰男 着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

おはようございます。それでは、高原議員ご質問の老人福祉の考え方も導入して、ゴミをステーションまで出せない世帯について何か考えている施策はないのか、についてお答えいたします。

高齢化の進展により新たな課題も発生していますが、関係される個人や団体等の協力を得て対応しております。ご質問のゴミ出しについては、環境水道部長が申し上げましたゴミ袋の小型化により負担軽減が図られますが、なお歩行に困難のある方においては、要介護状態の方であれば、1割の自己負担で介護サービスを受けることができます。

現在、市内では9件のご利用があり、ヘルパーさんによるゴミ出しがなされています。降雪の折には、2人増加される予定であります。

課題としましては、収集時間に間に合わせるために、当日の朝に対応できる地区と前日に対応しなければならない地区があり、後者の場合、ゴミステーションがある地区はよいのですが、ない地区は別の収集地区に出すなどの対応をヘルパーの方にさせていただいております。

介護サービス等を受けることができない、一定の条件を満たす高齢者の方には、市の軽度生活援助事業を利用することができます。ごみ出しについては現在、利用されている方はありません。その他の方は、近所の方や子供、親戚の方等の援助により対応されてみえます。

市では今年度、飛騨市社会福祉協議と協力をし、普段のさりげない見守りと非常時の支援等のために「地域見守りネットワークの構築・充実」を目指し、市内各地区で民生委員さんですとか区長さんとかの研修会を実施しています。この研修を継続実施することにより、町内会ごとの絆を強化し、自分にできる範囲での助け合いの推進と地域づく

りが進むことを期待しています。

また、先に森下議員の答弁でも申し上げましたが、飛騨市社会福祉協議会においては本年度より神岡町をモデル地区に、「あんきねっと神岡」として有償ボランティア派遣事業を開始され、ただいま会員を募集中でございます。

支援活動の内容としては、家の周りの簡単な除雪、ごみの分別、ごみ出し、買い物等で高齢者の方が特に支援を必要とされている作業をピックアップしてあります。これらは、いずれも有料ということになります。支援を必要とされる高齢者の皆様の声をお聞きしますと、いつも無償で頼むことは心苦しいということがありました。頼むほうも頼まれる方もタダとは言にくい場合には、お互いに納得をし、気兼ねせず支援を受けることができるようになりますので、こうした事業も利用していただければと考えております。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○11番（高原邦子）

ありがとうございました。可燃ごみに関してだと思えますけれども、もう一つ、ワンサイズ小さい袋を来年度から作っていただけるということで、本当に感謝いたします。ほかのプラスチックとか紙のほうは、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□環境水道部長（岩塚泰男）

紙とプラ容器につきましては、かさばりますけれども重量は小さいということもございます。不燃物についての要望を今のところ聞いておりませんので、可燃物の、今ほど申し上げましたように、さらに小さいものの様子を見ながら、もし要望があれば検討したいということを思っております。

○11番（高原邦子）

プラスチックのほうはそうでもないかもしれないのですが、紙の種類をいろんなのを集めるようになりましたよね。そうしますと、紙を一度、岩塚部長出しに行かれたことがありますかね。重いですよ。あれがいっぱいになるには。そういった経験されていますか、ごみ出しの。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□環境水道部長（岩塚泰男）

お答えします。男女共同参画社会でございますので、私もやっております。先ほど申し上げましたように、その状況を見ながら検討はさせていただきたいと思っております。

○11番（高原邦子）

せっかく可燃ごみのほう、もう一つ小さいサイズということでやっていただけるという有り難いことなので、プラスチックと紙のほうも小を。今、可燃ごみは大と小がある

のです。プラスチックと紙のほうは大だけなのです。ですから、プラスチックと紙のほうも小を作っていただくと、本当にお年寄りにも優しい、あんきに暮らせる飛騨市になるのではないかと思いますので、そのことはよろしく願いいたします。

谷澤部長にお伺いするのですが、この有償ボランティア「あんきネット」を使って、どのくらいのお金が必要になるのですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。先の森下議員のときにも少し答弁したかと思いますが、一応これはチケットを購入していただくという形で、4枚で1時間分800円というチケットを購入いただきます。ですので、15分で1枚という形になりますが、それを使っていただいて、登録されたボランティアの方にそれをお支払いし、ボランティアの方はそのチケットの枚数によって商品券と換えるということですので、今ほどは1時間800円のチケットを購入いただいて、ご利用いただくという制度でございます。

○11番（高原邦子）

そうしますと、1回ごみ出しに200円ということですね。400円の、1,600円ぐらいは。そして、可燃ごみで8回出すと1,600円になりますかね。そして、紙とかプラスチックの日も入れていきます。そして、いろんな意味で分別ごみとか。そうしますと、そういったのに利用すると、1カ月どれくらい費用がかかると算定されておられますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。算定をしたわけではございませんので、今即答はできませんけれども、その家庭のご事情、ご事情で、やはりごみの出方等は違うと思います。ですので、先ほど述べました軽度生活支援のほうの、1回100円というようなことも利用していただきながら、ご近所の方等、家族の方、親戚の方等の力も借りながら、また地域の民生委員の方等の協力体制等々考えながらの負担ということになれば、大きな経済的な負担ということは避けられるのかなというふうには思っておりますが、よろしく願いいたします。

○11番（高原邦子）

いろんな他の市町村というか、いろんな所では戸別収集をやっている所もあります、ごみの。戸別収集というのは、ものすごくお金がかかるということもよくわかっております。ただ、本当に許されるのなら、市のほうに登録なりいろいろ説明した家庭は、家の前に置いといたら持って行ってもらえる、そういった社会が良いのではないかと思いますので、これは岩塚部長になるのかな。戸別収集、困っている所の。そういったこと

は考えられませんか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□環境水道部長（岩塚泰男）

お答えいたします。全国の自治体の中には、安否確認を兼ねた戸別収集を実施されている所もございます。条件を満たし認定された世帯には、それらの世帯のみのために職員が出向いて収集する、あるいは通常の収集ルートの上で認定された世帯へ立ち寄る等の方式があるようでございます。

現時点では、先ほど答弁した方法により対応したいと考えておりますけれども、将来のさらなる高齢化対策として、こういった方法が当市に合っているのか、課題は何か等について、まず研究をしてまいりたいと考えております。

○11番（高原邦子）

老若男女があつて社会は成り立っているわけなのです。老いた人も、若い人も、そして男も女もいて、この社会は成り立っております。昨日までの一般質問の中でもありました。5年後、10年後、10年たったときに、とんでもない負担を市民にかけることはできないから、身の丈に合った財政運営をしていくんだというのが市長の考えであつたと思っております。

しかし、プライオリティというか優先順位というものを考えたときに、私は、お年寄りにとっては5年、10年というのはいないのです。今、よくこの夏もいろんな方にお会いしたときに言われたのですが、朝目が覚めて「ああ、今日目が覚めたので良かったな」、「目覚めれた」と。1日1日が高齢者にとっては大事なのです。5年先、10年先のことをいろいろ言われても、やはり身近な生活が良くなること、それを望んでいらっしゃるのです。

毎日の、主婦ならわかるのですが、ごみ出しというのは大変なところがあります。でも、年を取ってなかなかごみステーションにまで行けない、雪が降れば転んでしまった人も確かにいるのです。本当に怖い思いをして、雪のときにごみ出しをしなければならない。それでもって、行政が何も手を差し伸べない。「あんきネット」を利用してください、要支援の方とかは介護保険がありますから、その人に頼んでください、そこまでいかない方もいらっしゃるのです。そういった方々に、自分の家の前に置いておけば持つて行ってくださるよと。そうしたら安心して暮らしていけるのではないかなと思うので、ぜひ考えていただきたいと思います。それで、5年先、10年先のことよりも、やはり年老いた方々にとっては今日1日、今日1日が大切であります。これは市長にお伺いしたいのですが、そういった老若男女が合わさつての社会であります。ぜひとも先の見えていると言ったら失礼ですけども、もう毎日をそうやって生きている人のために、精いっぱいのことをできるだけしていくのが、温かい、いつまでも住んでいたいという飛騨市になるのではないかなと思うのですが、この戸別収集、確かに費用がかかると思うの

ですが、何とかしてやっていただきたいし、こういったお年寄りに対しての施策ですね、市長の思いがどういうところにあるのか。ごみだけではなくて聞かせていただけたらと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

高齢化率が35%に近くなってきました飛騨市ということは、市民の皆さんも全て感じてみえることだと思います。行政が何もかもすればいいかもしれませんが、これからの時代は、やはり地域、地域の協働作業というか、助け合いが一番求められる時代になってきたかなというふうに思います。

まず、行政がそういった戸別収集をするという前に、その地域、地域でももう少し助け合いの気持ちを持ちながら、例えば自治会単位とか行政区単位でそういった考えができればなというような、そういった仕組み作り、こういったものがその前に来るのではないかなというような思いで今聞かせていただきましたので、このことは先ほど部長が言いましたように、今後の動向を見ながら検討しなければなりませんけれども、区長会とか自治会のそういった総会の折に、そういった相談もしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。何にいたしましても、雪下ろしひとつにとっても、雪またじひとつにとってもですけれども、やはり全てが行政ということではできないと思いますので、やはり地域の方が手を取り合って、老人を助けていくというような仕組みづくりが必要ではないかと思っております。

○11番（高原邦子）

わかりました。市長の思いはわかったのですが、そうしますと、昨日の除雪ボランティアに対する市の考え方というのは、とても今の市長のお言葉とは反するような気がしてなりません。ボランティアとか、助け合いとか、そういったものに対して環境を整えていこうという思いの中で、昨日の質問にもありましたけれども、写真があるとか、公金を出す場合は厳しいものだからとかと言って、そういったボランティアでやっていこうという人たちの気をそぐような、そういったことをされているわけで、その点を昨日の洞口議員は質問したと思うのです。結構上から目線で行政が言っているところがあります。確かに、何でも行政にやってもらえばいい、そういうものではないということもわかっているのですが、だからといって、それならみんな、地域でやれよという、そういうもののようにとられるような行政のあり方も、私は問題があるかなと思います。このことは、やはり地域も行政もみんな考えていかなければならないので、昨日の除雪ボランティアの件に関しては、今一度考えていただきたいということをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

今、ネットに対してはいろんな問題が起こっております。子供だけではなく、大人にも言えることですけれども、例えばその一つにネット中毒、ネット依存症があります。

睡眠不足になったり、目の疲れ、運動不足など成長期の子供にはもちろんのこと、家庭にいる主婦層にも家事が手につかないといった問題が起こっています。将来のある子供たちに対して、親や学校だけではなく行政を含めて、この問題を社会全体で考える必要があると思います。

それで、質問をいたします。子供たちのネット利用時間帯、ネットの利用の状況、そういったことを把握しているのかどうか。そして、今携帯電話はいろいろ機種が変わりまして、インターネットにつながるようになってきているものとかいろいろあるのですが、小中学生、子供たちの所有率とか機種はどんなものを使っているのか。私などは「ガラケー」と言われているものを使っておりますけれども、今「スマホ」というのが主流で、ほとんどの子供たちが使っていますけれども、どうなのでしょう。その辺、把握されていますか。そして、「ライン」とかいうのがあって、一斉にいろいろ情報を発信できるとか、またメールとか、そういったことの子供たちがどのような利用をしているとかということも、学校としては知っているのでしょうか。一番のネットの問題点は、どこにあると認識しているのかも伺いたいと思います。

それと、三鷹のストーカー殺人でも話題に上ったのですけれども、プライベートな画像やリベンジポルノに対してどのような、こういうことがあるというそういった指導ですね、性教育も必要かと思うのですが、その点はどのような指導をしているのか。

ネットを利用した、先ほども言いましたけれども「ライン」とかそういうので、いじめなどが行われていると。昨日、いじめの件数が全国で増えたと。それは増えたからいけないのではなくて、それだけオープンになってきたということで、その件数はいいのですが、いじめによるネットとかそういうのは把握されているのかどうか。そして一番これが問題なのですが、教員の先生方が人のことは言えないのですが、ネットとかパソコンとかそういったもの、インターネットに対して知識はちゃんとあるのかなど。そして、操作とかそういったことも知ってみえるのか。私は、知らない先生もいらっしゃると思うのですが、先生たち皆さんに研修とか、こういうものだということを勉強していただきたいなと思っていますけれども、そういったことに対する対応はどうなっているのでしょうか。こういったネット問題に対しての先生方のありようというものを、対策というか、そういったことはどのようなことを行っているのか。また、行っていないとするならば、これからどのようにしていきたいと思っていますらっしゃるのかを伺わせていただきます。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

おはようございます。私も「ガラケー」ですけれども、ネット問題にかかわって6点のご質問ですけれども、最初に大枠としての教育現場に対応について述べ、順次答弁さ

させていただきます。

このネット問題については、児童生徒がネットにつながる通信機器を所持または利用する割合が増加することで、ネット上で被害者にも加害者にもなる可能性がこれまで以上に高まっている。そういう現状から大変憂慮すべき問題であるというふうに認識しております。

各小中学校におきましては、市の小・中学校教育の方針と重点の情報教育として掲げております「情報を適切に活用し、主体的に対応できる力を育てるとともに、情報社会で適正な活動を行うための基になる情報モラルに関する指導に取り組みます」に基づきまして、児童生徒がネット上でトラブルや犯罪に巻き込まれたり、被害者にも加害者にもならないための情報モラル教育を、計画的に指導しております。

また、指導の際に多くのリーフレット等も使用するわけですが、そういうリーフレットなどは保護者とともに話し合うための資料として、家庭に持ち帰るなどの対応にも努めながら、通信機器利用における家庭でのルール作りとかフィルタリング対応など、保護者への啓発にも取り組んでいるところです。

さらには、各学校のPTAが主体となりまして、通信機器会社より講師を招いての情報モラル教育研修会などを行いまして、保護者が責任を持って子供を指導し、見守る意識を高める取り組みも実施しています。

それでは、1点目のネット利用時間、それから子供たちのネット利用の現状把握についてですが、飛騨市として年に2回、全小中学校において「学校生活」についてのアンケートを実施しまして、その中で携帯電話、パソコン、その他の通信機器の所有および使用状況についての調査内容によって、実態把握をしております。その実態における児童生徒のネット利用時間ですが、昨年度の調査においては小学校5、6年で、ほぼ毎日利用すると回答した児童の割合は1.2%。そのうち毎日1時間以上利用すると回答した割合は、33.3%でした。同様に中学校では、これは1年生から3年生全中学生ですが、ほぼ毎日利用すると回答した生徒の割合は16.3%で、そのうち毎日1時間以上利用すると回答した割合は、50%でした。

また、県におきましても毎年「岐阜県情報モラルに関する調査」が実施されまして、情報モラル教育の充実に向けた施策等に生かされております。

2点目の携帯電話の機種や所有率、ラインやメールを利用している状況の把握についてお答えします。

本年10月に実施されました「学校生活」についてのアンケート、これは低中学年用と高学年用と異なっています。これは発達段階に応じておりますので、若干異なっておりますが、まず小学校1年生から4年生で自分の携帯電話を所有している割合は8.8%、自分のパソコンを所有している割合は8.5%です。小学校5、6年生では、自分の携帯電話やパソコン、これはもう携帯電話、パソコンと一緒にしておりますけれども、その情報通信機器所有の割合は40.1%、同じく中学生では47.7%です。

また、所有している機器の種類は、携帯電話、パソコン、スマートフォン、タブレット、通信できるゲーム機器、ポータブルメディアプレーヤーで、特に所有割合が多かったのは「通信できるゲーム機器」でした。

これらの機器を使って、児童生徒は通話、ホームページの閲覧、メール、ラインなどで通信、それからオンラインゲーム、動画の閲覧、買い物、音楽のダウンロードなどを行っています。小学校5、6年生では、メール利用の割合は15.4%、ライン利用の割合は13.3%、中学生では、メール利用の割合は35.0%、ライン利用の割合は48.0%という結果が出ております。

3点目、ネットの問題点に対する認識ですが、まずネットは「いつでも、どこでも、誰とでも」いろいろな情報のやり取りができてとても便利な反面、児童生徒が気付かないうちにトラブルや犯罪に巻き込まれたり、被害者にも加害者にもなったりする危険性があります。

また、大きな問題点として「情報の伝わるスピードが非常に速いこと」、「一度流出した情報を消すことは、ほとんど不可能であること」、「不特定多数の人が、その情報を簡単に保存できること」というネットの特徴をよく理解しないで、軽い気持ちで行ってしまうことです。さらには、議員おっしゃいましたようにネット依存症に陥る可能性があり、昼夜逆転して通常の生活ができなくなるなど、心と体の健康に大変悪影響があるということです。

4点目、プライベートな画像やリベンジポルノに対して、性教育も含めてどのような指導を、についてですが、特に小学校高学年からの指導において、このような行為はネットによるいじめ行為で、児童ポルノ禁止法に違反する犯罪行為として取り扱われるということを指導しております。

また、健康で安全な生活態度や習慣の形成を図るための保健指導や、学級指導等において「性の被害」に係る内容も学習していますけれども、画像、動画などをネット上に流出させることは、被害者に一生消すことのできない傷を与える、人間として極めて卑劣な行為であることを強く指導しています。

5点目、ネットを利用した「いじめ」などの把握ですが、本年度これまで小学校で1件、中学校で1件、合わせて2件のネットを利用した「いじめ」を把握しております。

最後6点目、これからは研修等を全ての教員が受け、共通した認識で対応しなければいけないのではないかとのご提言と併せての、教職員のネットに対する知識や操作レベルに対するご質問にお答えします。

まず、今年の3月に市内全小中学校教員を対象に実施しました「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」での5つの内容において、「わりにできる」もしくは「ややできる」と回答した結果をお伝えします。一つ目は教材研究、指導の準備、評価などにICTを活用する能力です。小学校は全国平均80.9%に対して、85.2%。中学校は全国平均77.0%に対して、95.2%という結果です。次に、授業中にIC



Tを活用して指導する能力は、小学校が全国平均70.4%に対して、66.1%。中学校は全国平均62.9%に対して、81.7%です。三つ目、児童・生徒のICT活用を指導する能力は、小学校が全国平均67.4%に対して、64.2%。中学校が全国平均58.2%に対して、80.6%です。四つ目は情報モラルなどを指導する能力ですが、小学校が全国平均78.4%に対して、77.4%。中学校は全国平均71.2%に対し、87.7%です。最後五つ目、校務にICTを活用する能力は、小学校の全国平均が75.7%に対して、86.0%。中学校は全国平均73.3%に対して、86.5%です。

このような結果から、飛騨市小中学校教員のICT活用および指導に関する力は、中学校ではかなり高いと認識していますが、昨今の現状から常に進取の気概を持って研修に努めることは極めて重要です。

現在、県教育委員会等が主催する情報モラル教育研修にも積極的に参加しまして、校内での現職研修において研修結果を自校の学校に広めるなど、指導力の向上に努めているところです。

今後も、学校は情報モラルに関わる児童生徒の実態をきめ細かく把握するとともに、ネット問題の未然防止ならびに早期発見、早期対応のための体制づくりが強化できるように、さらには、児童生徒に情報通信機器を持たせる保護者の責任を促し、児童生徒が被害者にも加害者にもならないよう情報モラル教育の充実と啓発に、教育委員会としての取り組みに精いっぱい努力いたします。大変長くなりましたが、以上答弁とさせていただきます。

〔教育長 山本幸一 着席〕

○11番（高原邦子）

丁寧な答弁ありがとうございました。それで、情報の時間というのがあると思うのですが、それはどれくらい各学年違うのでしょうか。それとも決まっているのか。その中でこういったモラルの話とか、インターネットにつながると全世界につながるといったこととかも、そういった時間で話しているのか。情報の時間というのは、操作とかそういう技術的なことを教えているのか。どうなのでしょう。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

もちろん、特に中学校で言いますと技術家庭科、小学校ですと家庭科の分野の中で指導しておりますが、そのほか道徳教育、学級指導、全教育活動を通して行っていると言ってもよいかというふうに捉えております。

○11番（高原邦子）

一番心配なのが、子供たちは思春期を迎えている恋をしたりするわけなのですが、ちょっと具体的なことは言えませんが、やはりプライベートな写真とかそういうのを、

おもしろおかしく流出したこともありました。これは親もしっかり教育しなければならぬことですが、先ほど教育長も言われたように本当に一生消せないというか、それを保管されてしまったら消せないし、そういった中で恋愛とかそういったものがまだまだ幼くて、好奇心旺盛でというそういう青少年の心理状態について、つついというようなことがあってしまったから、三鷹の女性も大変なことになってしまったと思うのです。その辺のことをしっかりと性教育とか、そういうところでやってもらっているのか。そして何よりも一番大切なのは、道徳でしっかりと男女のそういったこともですが、いろいろなしてはならないこと。ネットでちょっと問題になったことがあるのですが、バイト先のお店でふざけてネットで食べ物屋さんですか、不潔なことをしてしまって損害賠償請求とかなってしまいましたよね。民事的なことでも、被害とか加害者になってしまうとかいろんな問題があるのですが、そういったところをもう少し掘り下げて、しっかりと口を酸っぱくして言っていけないと駄目ではないかと思うのですが、その辺は。先ほど、PTAがいろんな主体となってやっているということもありましたけれども、ますますそういった先生とPTAとが一緒になって、そして我々社会も一緒になって、そういったことを宣伝というか教えていくというか、啓蒙していく必要があると思うのですが、教育長はこの点どのように考えてみえますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

おっしゃるとおりだと思いますが、まず大人と子供という関係の中で、特に中高校生では、はるかに子供のほうが理解度が高いという結果も出ております。しかし、理解度とは扱い方とか操作という理解度であって、そこに隠されている危険度の認識は、まだまだ子供ですから非常に乏しいものがあります。

また、危険度を仮に認識していても、はまり込んでしまうという、そういう危険性もあるわけですが、本来、買い与える大人がきちんと責任を持って使い方を指導したり、約束させたりするのが第一であるわけですが、現実はそのようになって現状のような状態になっているわけです。

そこで、今後重要なことは、子供の身近にいる教師が、先ほど議員からもご指摘がありましたように、学んで、それこそあらゆる教育活動の中で、それもまだ使っていない低学年のうちからモラルをきちんと指導していく。これが重要だと思っています。それから、本当に教師自身がやはり学ばないといけないということは思うのですが、学んで保護者にも積極的に啓発して、そういう取り組みが今後ますます必要になってくるというふうに思っております。

9月に内閣府が発表しました、子供の安全に関する調査で、子供の特にスマホに関する危険度、心配だというのは71%というような結果が出ております。その中で、要望事項としまして、有害情報を掲載するサイトの規制強化というのが非常に高い確率で出

ておりますが、その次に高いのが教育ということが出ております。そういう点で、教育の充実ということにつきましては、教育委員会も精いっぱい努力したい。特に今、教育研究上の中でも最重要課題として今後この問題は考えていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○11番（高原邦子）

ありがとうございました。あと1点気になったことがあるのですが、ゲーム機を備えたもので利用している子供たちがいるということですが、うちの子供たちの時代も任天堂のゲーム機で大変遊んで、PTAでの先生との懇談でも問題になったのですけれども、いかにしてゲームの時間を親がしっかりと指導できるのかということ。ゲームもすぐにクリアしてしまえばいいということで、子供たちの精神状態に切れやすいとか、リセットすれば全てがまた元通りになるみたいな、そういったことも植え付けるし良くないとか、いろいろ私の子供が小さいころはそのようなことが言われていました。ゲームにはまってしまっている子供とか、中毒みたいになっている子供はいないのですか。そういう報告はされていませんか。子供がゲームに、オンラインゲームですね、いろいろあるのですが。そういったことで、学校の宿題とかがおざなりになっているとか、そういった報告というものはないのでしょいか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

不登校児童生徒の中には、特に昼夜逆転をしてそれらにはまり込んでいる児童生徒もいないわけではありませんが、全体として細かい報告は聞いておりません。実際に不登校児童には聞いております。

○11番（高原邦子）

わかりました。この問題は、大人にも言えることなので、マナーとかいろんな意味ではこれからやっていかなければいけないと思っていますが、ぜひ教育のほうでしっかりと子供たちを指導していただきたいと思います。それでは、次の質問に移ります。

総務省がオープンデータ戦略というものを推進しております。全国的に見てみますと、地方自治体などで取り組んでいるところはまだまだばらで、少数であります。

しかし、この取り組みを積極的に進めると否とでは、将来において地域間格差が生じてくると思われます。

そこで、ちょっと新しいもので何ですが、飛騨市としては、このオープンデータ化というものをどのように捉えているのか。そして、その意義や目的には行政の透明性、信頼性の向上や民間サービスの創出や官民協働の推進、経済の活性化、行政の効率化が挙げられております。そのことへの評価というものは、どのようにされていますか。

まだ始まったばかりというか、総務省もまだ計画を立てて進んでいる段階であります。法整備とかもろもろに不安視や疑問視される点もあると思うのですが、飛騨市において

も全てをオープンとはいかないまでも、部分、部分で段階的に導入していくことはできないものでしょうか。

私は、こういった情報戦略の成否というものは、市民の利便性とか将来にも大きな違いが出てくると思われるので、前向きに考えていただきたいと思いますけれども、どのようでしょうか。

そして、そういったことでまず交通システムとか防災など、防災が一番私たちの飛騨市にとっては身近になってくるかと思うのですが、そういった民間と連携して取り入れて、市民サービスの向上につながっていけばと思っております。でも、これは担当部署職員のやる気度にも関わってくると思いますし、まだ総務省が言っている段階だからといって引っ込んでいたのでは、私は良くないと思うのです。ですから、担当部のやる気度はどれくらいなのかということ伺いたしたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

おはようございます。それでは、ご質問3点目の飛騨市のオープンデータ化に対しての考え方は、についてお答えさせていただきます。

総務省が進めております「電子行政オープン化戦略」については、公共データは国民共有の財産であるという認識のもとで、公共データを配布可能な形で提供することにより、透明性・信頼性の向上、住民参加・官民協働の推進、経済の活性化・行政の効率化を図り、さらには、そこに民間企業の新しいビジネスチャンスや企業活動の効率化、経済の活性化につながると考えております。また、市といたしましても、時期を逃さず順次情報の提供を行う必要があると考えております。

さて、飛騨市では、ホームページや広報、ケーブルテレビ、同報無線などで幅広い範囲で情報を発信しております。これらは、パソコンやテレビなどの媒体をそのまま閲覧し、欲しい情報を得るといった一次利用については活用されていると思いますが、民間企業や市民の方が二次利用として、新たな事業展開や幅広い業務、生活に生かすためには、データを加工したり、他の情報と結びつけて新しい情報として利用しなければなりません。

しかし、その際どのような統一したデータ形式で情報を提供するかということは、まだ定まっておりません。一部の自治体が先行導入し、試験的に実施している例はございますが、確立されたシステムはまだなく、国も「電子行政オープン化戦略」の中で、共通のAPI、アプリケーション・プログラミング・インターフェイス、APIというのはソフトを作成するに当たりまして、より簡単に作成することができるように決められた規約で、そのAPIに沿ってソフトを作成することで手間を省くことができるようなもので、そのAPIを平成26年度に完成を目指し策定中であり、その仕組み作りには

まだ時間がかかると思われます。

そのような中、飛騨市としてはただ見守るのではなく、これらオープンデータの活用される将来を見越し、データの数値化を順次検討してまいりたいと思います。本格的にオープンデータの公開をするためには、ホームページの全面改修はもとより、所有者にこのデータを利用して良いかの承諾や、著作権、肖像権などの確認作業など多岐にわたる作り込みが必要となり、大がかりな作業と予算が必要になります。

そこで、例えば手短なところでは、統計データは紙やPDFではなく、インターネットでよく使われる世界標準規格のXML形式もしくは、わかりやすくエクセルデータに保存し公開するとか、地図表示に改良を加えるなどから始めるのが最初かと考えております。さらに、申請用紙などは、PDFファイルだけではなく、市民の方がパソコンで入力できるエクセルやワードなどのファイルも添付するように順次進めております。

また、既に飛騨市の観光ホームページでは、写真データを誰でも自由に使っていたけるよう、著作権などの権利を解除しましたデータとして公開しており、利用者から好評を得ております。

質問されている、交通システムや防災については、現状では情報提供だけでなく、利用するシステムの構築まで検討する必要があります。GPSや気象データ、ハザードマップのオープン化などの活用には、インフラ整備やシステム開発、利用アプリケーション開発に伴う上、利用される年齢などにより情報を利用できる方、できない方など格差があるため、情報を提供する媒体の選択も重要となってきます。これらに対しては、やみくもにシステム導入をせず、国の標準化システム策定を見守りながら、合わせて時代の流れを見る必要があるかと思っております。現在の携帯電話やスマートフォン、タブレット端末が爆発的に普及し、誰でもどこでも情報が取れる仕組みが進んだように、新たな仕組みが開発されるのを注視しつつ、今後の推移を見守りながら検討していきたいと考えております。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 着席〕

○11番（高原邦子）

ありがとうございました。今のところはそのような、今の答弁だと私も思っております。

先ほどはネット問題を質問しながら、今度はオープンデータ化を質問して、バランスが取れていないと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、要は使い方なのです。何でも物は。それを誤るといけないということなのですが、この世界はよく日進月歩とかいろんなことを言われていましたけれども、本当に次々変わってきております。ですから、担当職員のレベルアップもしっかりやっつけていかないといけないと思うのですが、情報のほうでは職員のレベルアップの研修とか、そういった勉強はどのようにされていますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただいまのご質問でございますが、昨年、観光サイトをリニューアルした折に、業者の方等からの研修会の参加などもさせていただいておりますし、また職員に対しても情報の徹底をさせておりますので、情報戦略課の職員は絶えずその情報をキャッチするよう努めております。

○11番（高原邦子）

先日、岐阜のほうで、オープンデータ化のお話のin岐阜というのが開催されたりしております。全国でいろんなこういった講演会とか、それに向かっての会が行われて、先月でしたか岐阜で行われていたのです。それには飛騨市は参加していないわけなのです。ですから、私はぜひ出張していただいて、いろんな職員さんに。いろんな情報を得てきて、各自治体の職員さんも来ていると思うのですが、どこまで進んでいるのかとか、自分たちのレベルはどのくらいかということは、会話してみると如実にわかると思うので、ぜひそういう会があったら出張させて、勉強させていっていただきたいと思うのですが、部長どうですか。その辺は。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただいまのご質問でございますが、職員のレベルアップにつながることを考えておりますので、積極的にそういう研修に出てもらおうよう指導したいと思います。

○11番（高原邦子）

市長にお願いなのですが、こういった情報とかというのは目に見えにくくて、なかなかわかりづらいところがあるのですが、予算のところでは職員のレベルアップにつながることも、そういったところにもしっかりと予算を出していただきたいし、これは情報の職員だけではなくて、各職員もレベルアップにつながるころだけは26年度はケチらずにしっかりと。昨日でしたか、中谷哲雄さんの話も出ました。企業もそうですが、市役所も市も人材で動いていると思うので、ぜひ来年度の査定では、職員のスキルアップに力を注いでいただきたいと思います。これで、私の質問は終わります。

〔11番 高原邦子 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前11時15分といたします。

（ 休憩 午前11時05分 再開 午前11時15分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に1番、前川文博君。

〔1番 前川文博 登壇〕

○1番（前川文博）

議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。平成25年12月議会のおおとりでさせていただきますので、平成26年に向けて希望の持てる良い回答を期待しております。ぜひとも手元にある答弁書にこだわらず、再質問をしなくてもいいような回答をいただけますよう、期待をして始めさせていただきますと思います。

それでは一つ目ですが、警報発令時などの異常時における小中学校の対応について質問をさせていただきます。警報発令時の対応はどのようになっているのかということですが、今年の9月4日に岐阜県立特別支援学校で大雨洪水警報発令中に、生徒を1人で帰宅させ、下校途中に増水した川に転落して亡くなった事故があったことは、皆さんの記憶にも新しいことと思います。

これ以前に2011年9月の台風時に、多治見市で小学4年生の男児が用水路に転落した事故があり、その後適切なマニュアルを整備しなかったことが今回の事故につながったとされて、今、県教育委員会のほうではマニュアルを整備されました。

今回、岐阜県教育委員会では非常変災時の対応として、従来の特別警報、暴風警報に加え、大雨警報、洪水警報、大雪警報など全ての警報を対象として原則対応することになっております。飛騨市教育委員会では、警報発令時どのような対応をするのかお伺いいたします。

二つ目ですが、先般、これと同じ日に新聞に出ておりましたが、岐阜県教育委員会とのメールシステムについてということで、岐阜県教育委員会の管理するメールシステムの中で、昨年6月から11月の間で数十回、飛騨市立小学校と岐阜県教育委員会のシステムに不正アクセスがされたと報道がありました。IDとパスワードは、学校の住所、電話番号などから推測してハッキングされたということでありました。どのような情報が漏れたのか。また、その後どのような対応をされているのかお伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 登壇〕

□教育委員会事務局長（石腰豊）

おはようございます。それでは、前川議員2点のご質問に対してお答えをさせていただきます。1点目の警報発令時の授業などの対応は、についてでございます。

警報等発令時の対応については、各年度初めの市校長会において、「警報発令時の小中学校の対応」を議題といたしまして、暴風雨警報などが発令された場合を想定し、児童

生徒の安全対策を確認しております。また、各小中学校では、各年度の早い時期に通学路の安全確保のため、各校のPTAの方と共に通学路の安全確認、異常気象時の危険箇所の確認を行っております。

異常気象時の教育委員会の対応は、警報が発令された場合、注意報などの気象情報により警報が発令が予想される場合に、教育委員会職員、各学校長がそれぞれ現場の待機をいたします。

異常気象の発令種類により対応が異なりますが、特別警報、暴風雨警報の場合は、午前6時の時点で発令中には自宅待機となります。保護者への周知徹底のため、教育委員会は各学校長に対して連絡を入れ、各学校は保護者への自宅待機などの情報を緊急メール配信システムを利用いたしまして各保護者に一斉配信し、児童生徒への対応後、その状況を教育委員会に報告する体制をとっています。

飛騨市には9校の小中学校が広域的に点在することから、一元的対応が困難なため、自宅待機中に警報が解除された場合は、各地区の担当校長が地区内各学校長と天候、通学路の状況などの安全を確認し、教育委員会と最終の協議により対応を決定しています。

特別警報、暴風雨警報以外の、大雨、洪水、大雪警報の対応についても、暴風雨警報と同様に警報発令前の注意報などの段階で職員待機の体制をとり、各学校との連絡、協議の上、児童生徒の安全を絶対条件とした体制をとっております。

登校後の警報発令の場合は、校区の安全が確認されるまで児童生徒を学校待機させ、状況によっては、先ほどと同じように緊急メール配信システムを活用して保護者への引き渡しなど、児童生徒の安全確保のために万全な体制をしております。安全な登下校を行うため、今後、異常気象時の対応として各学校、スクールサポーターの協力をいただき、危険箇所での見守りなどの体制を整えたいと考えております。

2点目の県教委のメールシステムについてのご質問でございます。新聞報道で既にご存じのとおり、平成25年11月26日、岐阜県教育委員会が管理するメールサーバーに不正にアクセスしたとして、岐阜県警は愛知県在住の男性を不正アクセス禁止法の疑いで書類送検したと発表しました。

不正にアクセスがされたものは、名称を「開放型学校メール」というサーバーで、県内の県立学校、市町村立学校、教育事務所などを対象としたメールシステムです。その内容は「学校間総合ネット」の上で、県内の小中学校間の教育上必要な情報などを共有するために活用できるものですが、利用上の注意として個人情報を扱わないこととなっており、各学校には厳しく管理が徹底指導され、学校はこれを遵守しております。

アクセスされた内容についての詳細は不明ですが、本件に関して県教育委員会からの情報提供では、個人情報などの漏えいがあったとの連絡は一切受けておりません。

今回の件に関し、市教育委員会はこれまでも「開放型学校メール」への接続パスワードの定期的な変更、適正な管理、運用について各学校長に指導をしておりますが、今後の、万一の事態に備え、昨日の市校長会においても改めて管理の徹底を指導いたしました。



た。以上でございます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 着席〕

○1番（前川文博）

ありがとうございます。まず2点目のメールシステムのほうですが、開放型ということで個人情報は一切ないということで、そういった情報の漏れはないと。今はパスワードの変更もして、対策をしてあるということですので、こちらのほうは了解いたしました。

それでは、最初の警報時の話ですが、今、大雪警報はこれからの時期結構出てくることになると思います。岐阜のほうですと、1センチメートル、2センチメートル降って、大雪警報ということで非常に危ないこともあると思うのですが、今、県のほうでは警報全てが原則対応となりますと、こちらの市内の二つの高校でもホームページにあるのを見ますと、休業または大雪警報で自宅待機という状態になっております。飛騨市内のほうは状況を見てということになっているのですが、そうなりますと、このマニュアルからいきますと、小中学校は大雪警報で登校することになっていくと思います。高校生は体も大きくて体力もあり、この辺でしたら10センチメートル、20センチメートル、30センチメートルくらいあっても歩いて行けると思うのですが、小学校低学年ですと、保育園を出てまだ体の小さい、体力も弱いという児童が登校していくわけですが、ここでちょっと不思議なのが体の大きい体力がある高校生が自宅待機となり、小中学生のほうは登校しなければいけないという状態が発生すると考えられます。この辺は、どのようにお考えでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

お答えいたします。

まず、県立高校でございますが、これにつきましては県が管理をしている学校でございます。県の場合ですと、高校生ということで通学路、通学方法についての指定等は全くございません。私どもの小中学校については市が、教育委員会が所管しておりまして、児童生徒の通学路、通学手段、徒歩、スクールバス、いろいろな形で通学しているわけですが、そちらを事細かに確認しております。そのために、市内小中学校においては、きめ細やかな対応ができるということで現状の体制を取っておりますし、県については逆に詳細の把握ができないというようなことで、県下一斉の対応をされているものでございます。

○1番（前川文博）

今の高校は通学路などの指定がないと。小中学校のほうは、教育委員会での指定があるということでした。私が考えていたのは、高校は県の教育委員会ということで、岐阜から飛騨まで、雪の降る所から降らない所までいろいろありますので、その辺全体的な

ことで考えてあって、飛騨市のほうは基礎自治体の小さい中ですので、その辺の差があるのかなとは思っていたのですが。この付近ですと、実際に通学路の指定は別としましても、通学するのにさほど時間が変わらない。例えば、一番遠い所ですと宮川の打保、杉原方面から古川中学校まで、スクールバスですと40分、50分くらいかかりますかね。それが一番遠いということになります。でも、高校を通うのに神岡から吉城高校ですとバスで45分、歩いて10分くらいという感じで、通学時間という面から考えると、さほどこの地域では変わらないということを感じております。

それから、今年3回、神岡の国道41号線が雨量規制で通行止めになりました。今議会でもいくつかお話に出ましたが、市長はじめ議会として一体となり国交大臣に要望したところではありますが、この区間内から、雨量規制で通行止めになる区間の中からも通学している児童生徒が何名かみえると思います。10月16日の通行止めのときには、警報も出ていない状況で累積雨量が120ミリを超えて、午前9時頃から19時頃まで規制がかかりました。登校後のことでしたし、警報も出ていない状況でしたので、想定外の状況で発生したことだと思います。でも、非常時や異常時になりますと、想定外とかイレギュラーな要素が多数発生すると考えられます。

今回の通行止めで19時まで通行止めだったのですが、帰宅できない児童生徒に対してはどのような対応がされたのでしょうか。それと、この規制が深夜時間帯または翌日まで続くようなことが予想される場合は、どのような対応をとられるのかお伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

ただいまのご質問でございますが、市の教育委員会といたしましては、まず年度当初の段階で、現在の雨量規制区間の中に在住の方等の把握をいたします。これは、ただいまの神岡以北も含めまして、国道360号の巣之内以北も同等でございます。まず、そちらから通学している児童生徒を把握いたしまして、そちらのほうの保護者の方と、もしこういう通行規制等が発生した場合、お近くであずかってみえる方、親戚等の方がなにかというような確認をいたします。その動きによりまして、今回の場合もそうでしたが、帰宅困難なお子さんにつきましては、神岡町内の親戚の方の家にお預かりいただいたということでございます。したがって、今ほど申しましたように、最悪の場合を想定した対応をできる限り取っていると今考えております。

○1番（前川文博）

ありがとうございます。そういった個別対応ができているということで、大丈夫だというふうに感じました。

今、飛騨市のほうは、マニュアルもきめ細かな対応ができるように整備してあるということでしたし、通学路の指定とか、スクールバスも市が直轄で運営していますので、

そういった面で素早い対応ができるということだと思います。

ただ、バスとかもあります。多分半数以上の生徒児童は徒歩で通学していると思うのです。今、これは何が一番大事なのかという話なのですが、確かに学校で授業時間確保とかも必要だと思いますが、やはり児童生徒の命を守ることが第一条件だと思います。今、きめ細かな対応が取れるということですので、またマニュアルのほうも常に改正していただき、その基本もあります。基本を踏まえて現場第一主義でいろいろな判断をして、事故のないように進めていただければ有り難いと思っております。

それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。割石温泉の営業についてということで質問させていただきます。一つ目ですが、定休日の火曜振替について変更できないかということです。

これは、以前合併前の神岡町ときに、市内に公衆浴場、銭湯がありました。その後、公衆浴場が閉鎖するというので、町内に二つある割石温泉、流葉温泉を利用してくださいと、そういった説明が前提にあり、割石温泉にはその当時、足の確保というところからも無料バス、これは1往復だったのか、2往復なのか、3往復なのか覚えておりませんが、無料で足の確保、公衆浴場の代わりに行ってくださいということで運行しておりました。

近年は、「ハッピーマンデー制度」ができてからですが、現在4つの祝日が月曜日に固定されております。月曜日が祝日や振替休日となる回数が、ここ近年増えてきております。その場合、今の条例ですと割石温泉は月曜日に営業をして、翌火曜日が振替休業となっております。

もう1つの流葉温泉ですが、こちらのほうは当初から火曜定休で進んでおり、現在の指定管理者制度になってもその流れをくみまして、多分火曜定休ということで、スキーシーズンはフル営業をされてみえますが、そのような状態になっております。そうしますと、最初の公衆浴場の代わりに行ってくださいということから考えますと、両方が休みという日が非常に多く発生するようになってまいりました。何回も言いますが、公衆浴場、銭湯の代替の施設ということで、神岡町時代からいろいろ話がありましたが、今後両施設の同時休業が発生しないように定休日設定の変更ができないか伺いたします。

2点目ですが、サウナルームの設置ということですが、割石温泉は施設の設置年数も古く、老人福祉センター割石温泉ということで営業しています。利用者の中には、サウナルームを設置してほしいという声も多くありますが、最近できます施設にはサウナが大体できておりますが、割石温泉のほうでも今後整備することはできないか伺いたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、前川議員ご質問の割石温泉の営業についてお答えいたします。まず1点目に、定休日の火曜振替について変更できないか、についてですが、議員ご指摘の振替休館日は、昨年が7日、本年が10日、来年は6日と、特に今年は多くありました。

この振替休館日の制度は、休館日が祝日である場合に施設を利用するお客様の利便性に配慮した制度であり、多くの公共施設では、休館日が祝日と重なるときには、その翌日を振替休館日としております。

当施設は、地元の常連の方が多く、また比較的高齢者の方の利用が多くなっており、この振替休館日の習慣が長きにわたり定着しているため、この制度について受け入れられている方も多いと思われまふけれども、議員ご指摘のような要望もあることから「祝日の月曜日を休館とすることについて」等の調査を行い利用される方々の声を聞いて、柔軟に対応したいと考えております。

続きまして、2点目のサウナルームの設置についてお答えいたします。市内には5つの公共温浴施設があり、割石温泉にはサウナが設置されておりませんが、古川、河合、宮川、神岡町にはそれぞれサウナを備えた入浴施設があります。割石温泉にサウナを設置することにより、Mプラザを利用していたお客様が割石温泉に流れることも想定されます。

このことにより、少なからずMプラザの経営に影響を及ぼすことや、またサウナ設置により利用者が多少増加しても設置後の維持管理費が増加することから、収益が黒字化に好転するとは想定できないことを勘案し、割石温泉にはサウナルームを新たに設置する予定はございません。

議員におかれましては、泉質の良さ、食事の良さ、くつろぎの空間やサウナ設置の有無など、市内5つの施設のそれぞれの特徴を市民にお伝えいただき、多くの方に利用いただけるようご配慮いただければ有り難いと存じます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○1番（前川文博）

二つ目は後に回しまして、一つ目のほうからお伺いします。

今、定休日が昨年7日、今年10日、来年6日ということで日数も調べてありまして、ありがとうございます。

確かに休館日の月曜を振り替えるということは、長年定着している話なのですが、今出た話ではなく、前からこういった話は私も議員になる前から、いろいろ聞いていた話があるのです。それで今回挙げさせていただきました。やはり、公共施設ということなのですが、割石温泉は老人福祉センターというのが頭に付いております。9月定例会におきましても、利用者の明確化ということで条例改正があり、そういった方向で進んでおります。老人福祉センターという冠がついているということは、当然、観光施設というような位置づけでないことは間違いないと思うのです。現在、富山方面の方の利用が

多いということも聞いておりますし、現実に富山の方もこちらに寄られたときは「毎週入っていているよ」ということを言ってみえる方もみえます。

収益面から普通に考えますと、平日に営業するより祝日に営業したほうが当然入場者数も増え、収益も伸びると。温泉入浴施設という単純な観点から見ますと、祝日に休むのはどうなのかということも当然考えられます。

でも、先ほども答弁にありましたが、今年25年の1月から12月で10回振替なのです。そうしますと、1年52週ですから5分の1は営業日に変更しているということになります。そういったことも踏まえまして、割石温泉というものについては、流葉のMプラザは観光施設の位置づけということでよろしいと思うのですが、割石温泉はどういった位置づけで考えればよろしいでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。前川議員が今ほどおっしゃいましたように、この施設につきましては、条例等でも老人の方の心身の健康を増進するための老人保健センターという位置づけで運用をさせていただいております。

ただし、それ以外の方にも、もちろん収益等のこともございますので、それ以外の方にもご利用いただきたい施設として位置づけられていることは事実ですので、老人福祉センターでありながら、たくさんの方に入っていただきたいというところが本意ではございます。位置づけとしては、条例としてきちんとうたってあるものであります。

○1番（前川文博）

老人の健康増進施設ということは明確になっているということなのですが、それであれば、先ほども調査とか声を聞いていくと答弁の中でありましたが、私は10月でしたかね、担当課のほうに割石温泉の曜日別利用者数の一覧表を頂いたのですが、1週間通してほとんど変動がない。200人前後の数字で推移している。やはり常連の方が入ってみえるということがよくわかりました。

やはり、月曜日に営業している日と火曜日に営業している日を見比べても、差がない状況なのです。こう考えますと、祝日に営業しても特に収益が伸びるということはないのではないかと私は思うのです。今の位置づけを聞いたところなのですが、老人の健康増進、それ以外の方も利用していただきたいということもわかるのですが、飛騨市の老人の健康増進福祉施設ですので、当然、飛騨市の観光ではありませんから、の方が利用していただくのが第一の目的になっていくと思います。

そのときに、先ほどの調査をして声を聞いていくという、柔軟な対応をしていくとの回答ですが、例えばどのような方法で、どこまで聞いていかれるのか。その辺は考えてみえますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。現在考えておりますのは、割石温泉の窓口でご利用いただいた方に、今ほどの月曜日を休館とすることに対するお考えを直接聞いて、今の施策のほうに柔軟に対応したいと思っておりますが、特にアンケート用紙の項目を作るというよりも、あまりご負担にならないような形で、窓口で簡単に聞き取れるようなものを想定しております。ちゃんとしたものはまだ作っておりませんが、できたら早急にそれを実施して、今年度のうちにお聞きして、もし新たな政策をとということならば、26年度に反映できればいいかなという意味で、柔軟に対応したいというふうに答えさせていただきました。

○1番（前川文博）

窓口で聞いてということでしたが、お年寄りの方が多いので聞いて、月曜日がいいのか火曜日がいいのかということで調査されるのも十分だと思います。

ただ、そこでやはり市民の方を重点に聞いていくのか、観光客の方重点に聞くのかで全然出る結果が変わっていくと思うのです。その辺は飛騨市の老人福祉センターということで十分検討していただいて、聞いていただきたいと思っております。

この定休日の件についてですが、最初の通告書にも書いておりましたが、割石と流葉の両施設があるということで、定休日の変更ができないかと書いていたのですが、神岡の二つの施設の例えば流葉温泉のほう、そちらの担当課とは協議をされたのでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。担当の方とは話をしましたけれども、具体的にどうするかという協議はしておりません。まず、担当課である生きがい課としてきちんとした結論を出して、それでもやはりMプラザのほうの定休日にもいろいろご相談しなければならないことがあったときには、きちんと協議をさせていただきたいと思っておりますが、今は先ほど答弁したような形で向かいたいと思っております。

○1番（前川文博）

多少は状況を聞かれてやられたということですので、いいかなと思います。

もう1点ですが、今、公衆浴場の代替の施設ということで、割石温泉に100円バスが運行しております。これは総務部長にお伺いしたいのですが、現在、飛騨市公共交通会議が開かれております。この内容についてということではないのですが、飛騨市で今割石100円バスを運行していますから、当然その会議の中にコミュニティバス、巡回バス含めて入っていると思います。会議の中で、今の割石温泉の過去にあった無料バスの経緯とか、公衆浴場の代わりに施設の位置づけということでバスが運行していた、といったような経緯は知ってみえるのでしょうか。また、知ってみえれば、そういったこ

とも議題の中に入って検討されているのかどうかお伺いしたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。今の飛騨市公共交通会議におきましては、今アンケートが出まして、その速報値におきまして説明しております。ですから、詳細までは運賃の経過とか、そこまでは話してはおりませんが、事務局といたしますと、そのようなことは把握しております。

○1番（前川文博）

総務部長、すみません。いきなり振りまして、関連でいきましたので申し訳ございませんでした。

それでは、先ほどきっぱりと断られました二つ目のサウナルームの件ですが、あれだけきっぱりと予定はないとお聞きしましたので、何を言えばいいのかと今思っておりますが。

確かに、ほかの施設にあって、旧町に1カ所ずつあるということで、泉質も違いますので、そういったこともお知らせはしていかなければいけないとは思いますが、すぐだめと言わずに、また多少検討していただくとかということ、今交えていただければ良かったのではないかと思います。26年に向けてどうやって頑張っていけばいいのかと思いつつ、最初に答弁書を書いていただくようにお願いしたつもりだったので、そういうことです。

やはり、老人福祉センター、高齢者の方が多い、そして今現役の方も入って見えます。医療費の増加ということもありますので、サウナが健康増進に本当につながるかどうか分かりませんが、そういった関係からまたどこかで改めて聞くかもしれませんので、考えておいていただければ有り難いと思っております。

最後に、今、福祉部のほうへ観光課のほうと話をされたのかとか、総務部長にバスの件で過去の流れとか、そういったことを知ってみえるのか、ということでお話を振らせていただいたのですが、今多少は各課横のつながりがあるということはわかっております。しかし、やはり昔からの経緯、どうしてそれがあったのかということが、合併を境に消えているような部分があるのではないかと感じております。今回のバスの件につきましても、足の確保ということで無料のものが、多分巡回バスができたときですか、あなころに100円になってしまったということだと思いますが、市長に最後お伺いしたいと思うのですが、人事異動とかでいろんな所を回って飛騨市を知り尽くした職員も必要だと思います。10年、20年と同じ課で、その所を極めていく職員も必要だと思います。ベテランの人、知り尽くした人がいれば、何かやるときに「これはこういうことがあった」とか「この課が関わっている」とか、そういったことも会合などといった所で話が出て、スムーズに進んでいくのではないかとと思うのです。今、この議会が合併

して10年目、ちょうど40回目の定例会ということで10年目の議会が終わるのですが、この節目を迎えて今後飛騨市民、市役所の職員、それから議員も横のつながりというのを非常に太くして、もっと大切にして、今後の飛騨市の発展を目指していかなければいけないと思います。その辺で、ちょっと話はそれてしまうかもしれませんが、今の横のつながりという観点から、市長の10年を踏まえて今後11年目の飛騨市に向けて、何かありましたらお聞かせいただければ有り難いと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

考え方としては前川議員言われたとおりでございますので、縦も横もしっかりつなげて行政を運営していきたいということには変わりはありません。しっかりやっていきたいというふうに思います。

また、昔からのいろんなことで決まってきたことはやはり検証して、改めるものは改める、継続するものは継続するという考え方は、やはり切り替えてはいかなければならない時期に来ているということもご理解いただきたいと思います。

○1番（前川文博）

すみません。突然でありがとうございます。確かに切り替えていくのも重要ですので、切り替えるにも、やはり経緯を知っていて切り替えるのと、わからずに切り替えるのでは後が全然違いますので、その辺も含めて、知っているところで次に切り替えていくということをやっていただきたいと思います。と思っています。

最初にも申しましたが、今回25年の最後ということでありました。最後に今度3月議会は11年目に入ります。私たちも先ほども言いましたが、市民の皆さんはじめとして、市長、執行部の皆さん、職員の皆さん、議員の皆さん一体となって11年目からの新しい、10年一区切りですので新しい飛騨市を目指していきたいと思っていますので、またより良い政策を出していただきますようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

〔1番 前川文博 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で、質疑ならびに一般質問を終結いたします。

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時54分 再開 午前11時55分 ）



◆再開

◎議長（内海良郎）

会議を再開いたします。

ただいま議題となっております議案第115号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから、議案第132号、飛騨市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてまでの18案件につきましては、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり各委員会に付託いたします。

次に、議題となっております議案第133号、平成25年度飛騨市一般会計補正予算、補正第3号から、議案第138号、平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算、補正第2号までの6案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配付しました議案付託表のとおり予算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第133号から議案第138号までの6案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査をすることに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。12月12日から12月16日までの5日間は、常任委員会、予算審議等のため本会議を休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、これから5日間は本会議を休会することに決定しました。

◆散会

◎議長（内海良郎）

以上で本日の日程は全て終了しました。次回の会議は、12月17日、午後3時からを予定しております。本日は、これにて散会いたします。

（ 散会 午前11時57分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

内海 良郎

飛騨市議会議員（16番）

池田 寛一

飛騨市議会議員（17番）

籠山 恵美子